平成２７年（フ）第２９０３号
埼玉県飯能市大字双柳1228―７―102
債務者　岡田　綾子（旧姓宮崎）
1　決定年月日時　平成27年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月２日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月２日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２９０４号
東京都町田市小山町3555―１　ハウス三堂Ｂ号
債務者　戸屋　裕亮
1　決定年月日時　平成27年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月２日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月２日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２９１６号
東京都練馬区南大泉２丁目31―31―102
債務者　菅原　美保（旧姓清水）
1　決定年月日時　平成27年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月２日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月２日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２９１７号
東京都葛飾区堀切２丁目66―18―202
債務者　瓜生美津枝
1　決定年月日時　平成27年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月２日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月２日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２９２０号
東京都世田谷区桜丘４―７―17、住民票上の住所東京都世田谷区北烏山６丁目９―10―205
債務者　土岐　公哉
1　決定年月日時　平成27年４月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月２日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月２日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２９２２号
東京都葛飾区白鳥１丁目３―６―202
債務者　笹沼カネ子
1　決定年月日時　平成27年４月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月２日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月２日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２９２３号
東京都葛飾区白鳥１丁目３―６―202
債務者　笹沼　弘幸
1　決定年月日時　平成27年４月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月２日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月２日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２９２４号
埼玉県さいたま市西区大字平方領々家973―17
債務者　矢野明日樹
1　決定年月日時　平成27年４月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月２日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月２日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２９２５号
神奈川県横浜市神奈川区羽沢南２丁目９―６―205
債務者　籾井　　隼
1　決定年月日時　平成27年４月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月２日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月２日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２９２８号
東京都杉並区高円寺南３丁目59―６　ブルーハイツ８
債務者　早川　保也
1　決定年月日時　平成27年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月２日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月２日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２９３２号
東京都町田市能ヶ谷７丁目21―17―201
債務者　濱田　靖博
1　決定年月日時　平成27年４月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月２日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月２日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２９３８号
東京都台東区竜泉３丁目44―３―602
債務者　安達　英治
1　決定年月日時　平成27年４月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月２日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月２日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２９３９号
千葉県松戸市中矢切369―２―102
債務者　中川　武士
1　決定年月日時　平成27年４月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月２日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月２日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２９４０号
東京都江戸川区南葛西６丁目31―２　マインコーポ南葛西２―102
債務者　デサン　ホセクリスティナ　ベンディベル
1　決定年月日時　平成27年４月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月２日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月２日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２９４９号
東京都杉並区南荻窪３丁目１―10―101
債務者　後藤　辰哉
1　決定年月日時　平成27年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月２日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月２日午後２時
東京地方裁判所民事第20部